

『善意の虐待』問題は、もっと注目されて欲しい」へのコメント

当 HP 「『善意の虐待』問題は、もっと注目されて欲しい」を目にしたメル友から、早速コメントをいただきました。参考までにお目通しください。

2006. 6. 1. 阿部幸泰

①『善意の虐待』

心理的虐待の一つではいけませんか？

悪意があろうが善意であろうが、子供にとって心理的「暴力」であることには変わりないのでは。

こういう言い方はいけないのですが、確信犯でないだけ罪は却ってより深いのかも知れない、とも思います。

①への私の返信

私も悩んだところ。

でも、児童虐待防止法の「心理的虐待」の定義では、

【 第二条 四

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。】

とあるように、マイナスイメージの定義文章ばかりでしたので、この際と思い記載してみました。

要は、親の思いこみだけで「ペットの如く子育てするな！」といたい訳です。

こうした親の良かれと思うことでも、子どもの心は傷ついているのだよ、ということ。

「親の言うことをよく聞く、素直で、いい子」と思っている、ある時子どもはぶち切れるかも知れないよ、という警鐘もありますかね。

あえて「善意の虐待」を取り上げることで、法の定義のようなマイナスイメージの「心理的虐待」ばかりでないよ、と気づかせたいのが今回の記事の趣旨です。

我が子である前に、一人の人格ある人間。

私製和製英訳では、My child is not only mine, but also a person.. かな (^o^)

ですから、子育ては、以前に掲載した「『井勘定の子育て』でも、いいのでは……（「雑学 BN」の書籍等読後感関係（Ⅱ）、2005.03.25.：参照）」と、私は思っています。

②『善意の虐待』は「心理的虐待」とは一線を隔していると思います。

児童虐待防止法の定義からしますと、心理的虐待は、専門家のもとは異なるかもしれませんが、何らかの外部からの第三者的にみても不当な圧力、ストレスによって精神的にダメージを受けるものではないかと考えています。

『善意の虐待』の場合、第三者的にみても親の姿勢は不当なものと思われず、時に育児熱心、教育熱心と見えるかも……。

でも、それが、子どもが主体性、自主性、また、自立性が確立する過程で葛藤が生じ出し、そこから自己防衛のために身体・心理的の症状が現われるのではないのでしょうか。

このようなことになってしまうと、HP に書かれたように強迫性障害や、拒食症、ひきこもりなどを引き起こしてしまいます。

それが親の願望によって更に子どもをコントロールしてしまったら、子どもは成長しても自己の主体性を形成することが難しくなってしまうかと思えます。

ひょっとすると、青年期、大人になっても統合失調症、境界例、抑うつも引き起こされかねないとも考えられますね。

こう考えてみますと、やはりちょっと『善意の虐待』を児童虐待法上の説明のような「心理的虐待」と一括りに考えるのは適切でないかもしれませんね。

特に親は子どもに良かれと思って行なってますし、ちょっと怖いですね。

③「善意の虐待」の記事で感じましたが、今までは私も「親の願い」を「子供の願い」に摩り替えてしまい、子供と向き合えていなかったし自分の価値観を押し付けてばかりで、妻や娘の気持ちを解ったつもりでいた事が本当に多かったと思います。

息子を通じて改めて学んだのは、ありのままの相手を受け止めて、理解しあいたいとい

う気持ちで寄り添っていく中で、一緒に共感を積み重ねたい、またその過程を大切にしていきたいという事でした。

まだまだ思い始まったばかりですが、自分も生きる事を楽しみながら、お互いの笑顔を引き出せる様になったらと、そんな関係でいたいなと思います。

それを先日の療育教室で皆さんとの交流でも強く感じました。